

環境省所管交付金事業の会計実地検査報告に伴う対応について

令和 6 年 1 1 月 6 日に会計検査院から内閣へ送付された令和 5 年度決算検査報告において、本市に係る案件がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検査概要

(1) 対象事業

循環型社会形成推進交付金事業

事業内容	交付対象事業費	交付金額	交付率
次期可燃ごみ処理施設整備事業 (出雲エネルギーセンター整備事業)	15,370,997 千円	5,952,990 千円	1/3、1/2
旧神西清掃工場跡地ストックヤード整備事業	398,934 千円	132,976 千円	1/3

(2) 対象年度

平成 30 年度～令和 3 年度

(3) 検査日

令和 5 年 5 月 23 日 (火) ～ 5 月 24 日 (水) 2 日間

2 指摘事項

会計検査院からの指摘内容は、以下のとおりでした。

エネルギー回収型廃棄物処理施設（出雲エネルギーセンター）の整備等に係る交付対象事業費の算定が適切でないと認められる。

(1) 土地造成費

取扱要領において交付の対象とされていない緑地帯、構内道路及び管理棟に係る土地造成に要した費用を交付対象事業費に含めていた。

(2) 現場管理費

- ・ 純工事費から特殊製品費（工場生産の完成製品として設置するものの調達額）の 2 分の 1 に相当する額を減額することなく算出していた。
- ・ 取扱要領に定められた所定の率より高い予定価格の積算の際に適用した率を用いて現場管理費を算出していた。

このような事態が生じていたのは、出雲市において交付対象事業費の算定についての理解が十分でなかったこと、島根県において交付金事業の実績報告書の審査及び出雲市に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

3 対 応

交付を受けた循環型社会形成推進交付金 6,085,966 千円のうち、指摘による 85,700 千円を国に返還する予定です。

今後は、複数の職員で交付要綱等を十分確認するとともに、国や県としっかりと協議調整したうえで、申請事務等を遺漏なく適正に行い、再発防止に努めてまいります。

<参 考>

○出雲エネルギーセンター整備事業

(単位：千円)

内 訳	修正前 (①)	修正後 (②)	差 額 (①－②)
施設建設	14,330,736	14,330,736	0
敷地造成	329,982	128,444	201,538
法面工事	18,754	14,804	3,950
敷地伐採	19,510	17,594	1,916
送電系統連系接続	159,772	159,772	0
給水施設整備	406,100	369,225	36,875
工事道路舗装	30,322	20,464	9,858
事務費	75,821	74,486	1,335
交付対象事業費 計	15,370,997	15,115,525	255,472
交付金額 計	5,952,990	5,867,868	85,122

○旧神西清掃工場跡地ストックヤード整備事業

(単位：千円)

内 訳	修正前 (①)	修正後 (②)	差 額 (①－②)
旧施設解体	349,832	349,832	0
施設建設	29,678	28,568	1,110
施設電気設備工事	2,827	2,442	385
施設舗装工事	7,700	7,458	242
事務費	8,897	8,897	0
交付対象事業費 計	398,934	397,197	1,737
交付金額 計	132,976	132,398	578

【交付金返還額】

85,122千円 ＋ 578千円 ＝ 85,700千円